

別紙3 ○保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき、支払備金として積み立てる金額を定める件  
 (平成十年六月八日大蔵省告示第二百三十四号)

改正案

第一条(生命保険会社の支払備金)

(略)

第二条(損害保険会社等の支払備金)

損害保険会社等にあつては、規則第七十三条第一項第二号(規則第六十条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する金融庁長官が定める金額は、保険種類ごと(規則第七十六条各号に掲げる保険契約を除く。)の引受けの区分別の単位(以下「計算単位」という。)ごとに区分し、次の各号の分類に応じて次項又は第三項に規定する計算方法により計算した金額とする。ただし、再保険のみの引受けを行う損害保険会社等にあつては、当該分類に関わらず、次項による計算方法により計算した金額とする。

- 一 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等の支払が長期間に及ぶと認められる計算単位
- 二 前号の計算単位のうち、重要性がないと認められる計算単位
- 三 第一号以外の計算単位

2 前項第一号に規定する計算単位(前項第二号に該当するものを除く。)に

現行

第一条(生命保険会社の支払備金)

(略)

第二条(損害保険会社等の支払備金)

損害保険会社等にあつては、規則第七十三条第一項第二号(規則第六十条において準用する場合を含む。)に規定する金融庁長官が定める金額は、次の各号に掲げる保険種類の区分に応じ、それぞれ別表の算式により計算した金額とする。

- 一 自動車保険
- 二 傷害保険、傷害相互保険(傷害を対象とする保険契約であつて保険期間の満了後収受した保険料の全部又は一部の払戻しを約するものに係る保険をいう。)
- 三 賠償責任保険(規則第八十三条第三号に規定する賠償責任保険契約に係る保険をいう。)
- 四 労働者災害補償責任保険(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八章に規定する災害補償の責任を対象とする保険契約に係る保険をいう。)
- 五 生命再保険(保険業法(平成七年法律第五号)第三条第四項第三号に規定するものをいう。)
- 六 保険業法第三条第四項第二号又は同条第五項第三号に掲げる保険を主たる保険としているそれぞれの保険(前各号に該当するものを除く。)

2 損害保険会社等は、一般に公正妥当と認められる会社基準に照らし、合

あつては、支払保険金及び同条同項第一号に規定する支払備金等を基礎として、統計的な見積り方法により合理的に計算した金額とする。ただし、合理的かつ妥当な理由がある場合には、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な保険数理に基づく他の方法により計算した金額とすることができる。

3 第一項第二号及び第三号に規定する計算単位にあつては、別表の算式により計算した金額とする。ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、合理的かつ妥当な理由がある場合には、前項と同様の方法により計算した金額とすることができる。

別表(第二条第三項関係)

次に掲げる算式により計算した金額とする。なお、原則として要積立額 a によることとし、再保険による引受契約及び海外における元受契約において要積立額 a による算出が困難な場合に限り、要積立額 b によることができることとする。

1 要積立額 a

要積立額 a  $\parallel$  対象事業年度の前事業年度までの直近三事業年度における既発生未報告損害支払備金積立所要額の平均額  $\times$  対象事業年度を含む直近三事業年度の発生損害増加率

理的かつ妥当な理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、規則第七十三条第一項第二号(規則第六十条において準用する場合を含む。)に規定する金融庁長官が定める金額を、当該事業年度前の支払保険金の額と当該事業年度前の支払備金の額との差により予想される規則第七十二条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等として計算した額とすることができる。

(新設)

別表(第二条関係)

次に掲げる算式により計算した金額のうち、いずれか大きい金額

1. 要積立額 a  $\parallel$  対象事業年度の前事業年度までの直近三事業年度の既発生未報告損害支払備金積立所要額  $\times$  (c)  $\times$  対象事業年度を含む直近三事業年度の発生損害増加率

2 要積立額 b

要積立額 b  $\parallel$  対象事業年度を含む直近三事業年度の年間発生保険金の平均積立所要額の平均額  $\times 1/12$

備考

この算式において次のイからホまでに掲げるものは、当該イからホまでに定めるところによる。

(イ 削る)

イ 前事業年度までの直近三事業年度における既発生未報告損害支払備金積立所要額の平均額

当該各事業年度終了の日以前に発生した保険事故について、それぞれ次の算式により計算した金額を平均した金額とする。

当該事業年度の既発生未報告損害支払備金積立所要額  $\parallel$  当該事業年度の翌事業年度の支払保険金  $+$  当該事業年度の翌事業年度の普通支払備金 (規則第七十二条第一項第一号に規定する金額をいう。以下同じ。)  $\div$  当該事業年度の普通支払備金

ロ 対象事業年度を含む直近三事業年度の発生損害増加率

対象事業年度に発生した保険事故に關し算出した発生損害額に基づき、次の算式により計算した率とする。

(1) 対象事業年度を含む直近三事業年度の発生損害増加率  $\parallel$  対象事業年度を含む直近三事業年度の発生損害額の合計額  $\div$  対象事業年度の前事

2. 要積立額 b (自動車保険)  $\parallel$  対象事業年度既経過保険料  $\times 3/100$  (自動車保険以外)  $\parallel$  対象事業年度既経過保険料  $\times 8/100$

備考

この算式において、次のイからホまでに掲げるものは、当該イからホまでに定めるところによる。

イ 要積立額 a

再保険を含むものとする (算式に用いたそれぞれの金額の把握が困難な場合は、当該部分を控除して計算することができる。)

ロ 前事業年度までの直近三事業年度の既発生未報告損害支払備金積立所要額

当該各事業年度終了の日以前に発生した保険事故について、それぞれ次の算式により計算した金額の合計額とする。

対象事業年度の既発生未報告損害支払備金積立所要額  $\parallel$  対象事業年度の翌事業年度の支払保険金  $+$  対象事業年度の翌事業年度の普通支払備金 (規則第七十二条第一項第一号に規定する金額をいう。以下同じ。)  $\div$  対象事業年度の普通支払備金

ハ 対象事業年度を含む直近三事業年度の発生損害増加率

対象事業年度に発生した保険事故に關し算出した発生損害額に基づき、次の算式により計算した率とする。

(1) 対象事業年度を含む直近三事業年度の発生損害増加率  $\parallel$  対象事業年度を含む直近三事業年度の発生損害額の合計額  $\div$  対象事業年度の前

<p>業年度までの直近三事業年度の発生損害額の合計額</p> <p>(2) 発生損害額Ⅱ当該事業年度の支払保険金＋当該事業年度の普通支払備金</p> <p>ハ 対象事業年度を含む直近三事業年度の年間発生保険金の平均額</p> <p>各事業年度ごとに次の算式により計算した金額を平均した金額とする。</p> <p>年間発生保険金Ⅱ当該事業年度の支払保険金＋当該事業年度の普通支払備金－当該事業年度の前事業年度の普通支払備金</p> <p>ニ 要積立額 a の計算において、対象事業年度の前事業年度までの直近三事業年度における既発生未報告損害支払備金積立所要額の平均額が零を下回る場合</p> <p>当該計算単位に係る要積立額は零として計算することとする。ただし、合理的かつ妥当な理由がある場合は、零としないことができる。</p> <p>ホ 要積立額 b の計算において、対象事業年度を含む直近三事業年度の年間発生支払保険金の平均額が零を下回る場合</p>	<p>事業年度までの直近三事業年度の発生損害額の合計額</p> <p>(2) 発生損害額Ⅱ対象事業年度の支払保険金＋対象事業年度の普通支払備金</p> <p>ニ 自動車保険の要積立額 a</p> <p>自動車保険における保険料の算出の基礎を同じくする保険の目的ごとに算出した要積立額 a の合計額とする。ただし、自動車保険における保険の目的の一部について対象事業年度を含む直近三事業年度の既発生未報告損害支払備金積立所要額が零を下回るときは、当該保険の目的に係る要積立額 a を零として計算することができるものとする。</p> <p>ホ 対象事業年度既経過保険料</p> <p>次の(1)の算式により計算した金額(払戻積立金の積立ての対象となる払戻しに充てるべき金額が正味収入保険料に含まれる場合は、(2)の算式による金額を加算した金額)とする。</p> <p>(1) 対象事業年度既経過保険料Ⅱ対象事業年度の正味収入保険料＋対象事業年度の前事業年度の保険料積立金及び未経過保険料、対象事業年度の未経過保険料</p> <p>(2) 対象事業年度の前事業年度の払戻積立金、対象事業年度の払戻積立金</p> <p>(新設)</p>
--	---

当該計算単位に係る要積立額は零として計算することとする。ただし、合理的かつ妥当な理由がある場合は、零としないことができる。